

報告第 8 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 5 月 24 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 4 月 28 日
- 2 損害賠償額 107,519 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 4 年 2 月 25 日午後 1 時 30 分頃、教育指導課会計年度任用職員が訪問先において公用車を駐車するために後進させたところ、隣接する市内飯泉 1191 番地の 1 の相手方が所有するブロック塀に接触し、これを破損させた。